(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

# 遠野市分別収集計画 (第9期)

令和元年6月

遠 野 市

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に 支えられてきた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要が ある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、 履行していくことが重要である。

本計画は、このような方向の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3Rを推進することにより、最終処分量の削減と限りある資源の再生利用の促進を図るため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に資するものである。

### 2 基本的方向

本計画を実施するに当っての基本方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会の構築
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 廃棄物の適正処理を推進した、生活環境の保全

#### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	1,822 t	1,775 t	1,728 t	1,681 t	1,636 t

# 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

- (1) 環境教育・啓発活動の充実
  - ・環境学習会を開催するとともに、広報やケーブルテレビ等を活用し、市民や事業者 にごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果を啓発する。
  - ・清養園クリーンセンターの施設見学者にごみ処理の状況についての情報を提供し、 認識を深めてもらう。
- (2) 資源集団回収活動の普及 自治会等の市民団体による資源集団回収の普及を図る。
- (3) マイバッグ持参の推進 繰り返し使用が可能なマイバッグの持参の普及を図る。
- (4) 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

# 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のとおりと する。

分別収集を	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の名 主としてアルミ製の容器	<b></b>		
	無色のガラス製容器	びん類	
主としてガラス製の容   器	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主として紙製の容器包装 の(原材料としてアルミ	飲料用紙パック		
主として段ボール製の容器		段ボール	

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込 み (法第8条第2項第4号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
主としてスチール製の 容器	17t	17t	17t	17t	17t
主としてアルミ製の容 器	36t	36t	35t	34t	34t
無色のガラス製容器	(合計)90t (引渡量) (独自処理量) 90t Ot	(引渡量) (独自処理量)	(合計) 88t (引渡量) (独自処理量) 88t Ot	(合計)86t (引渡量) (独自処理量) 86t Ot	(合計)85t (引渡量) (独自処理量) 85t Ot
茶色のガラス製容器	(合計)115t (引渡量) (独自処理量) 115t Ot	(引渡量) (独自処理量) 114t Ot	(合計)112t (引渡量) (独自処理量) 112t Ot	(合計)110t (引渡量) (独自処理量) 110t Ot	(合計)109t (引渡量) (独自処理量) 109t Ot
その他のガラス製容器	(合計)31t (引渡量) (独自処理量) 31t Ot	(引渡量) (独自処理量)	(合計) 30t (引渡量) (独自処理量) 30t 0t	(合計)30t (引渡量) (独自処理量) 30t Ot	(合計)29t (引渡量) (独自処理量) 29t Ot
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	61	6t	6t	6t	6t
主として段ボール製の 容器	121t	119t	118t	116t	114t
主として紙製の容器包 装であって上記以外の もの	(合計)Ot (引渡量) (独自処理量) Ot Ot	(引渡量) (独自処理量)	(合計) O t (引渡量) (独自処理量) O t O t	(合計)0t (引渡量) (独自処理量) Ot Ot	(合計)Ot (引渡量) (独自処理量) Ot Ot
主としてポリエチレンテ レフタレート (PET) 製 の容器であって飲料また	(合計)80t	(合計)79t	(合計) 78t	(合計)77t	· (合計)76t
はしょうゆその他主務大 臣が定める商品を充てん するためのもの	(引渡量) (独自処理量) 80t Ot	(引渡量) (独自処理量) 79t Ot	(引渡量) (独自処理量) 78t Ot	(引渡量) (独自処理量) 77t Ot	(引渡量) (独自処理量) 76t Ot
主としてプラスチック 製の容器包装であって	(合計)151t	(合計)149t	(合計)147t	(合計)145t	(合計)143t
上記以外のもの	(引渡量) (独自処理量) 151t Ot	(引渡量) (独自処理量) 149t Ot	(引渡量) (独自処理量) 147t Ot	(引渡量) (独自処理量) 145t Ot	(引渡量) (独自処理量) 143t Ot

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込 みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率 人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成

## 30 (2018) 年推計)」から推計し、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
26,547人	26, 179人	25,812人	25,444人	25,077人
(前年比)△1. 298%	(前年比)△1.386%	(前年比)△1.402%	(前年比)△1.426%	(前年比)△1.442%

# 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集の実施主体は、次のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
金属	スチール製容器 アルミ製容器	· 缶類	委託業者によ	市(定期回収
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類	る定期回収 市民団体によ	分) 市民団体(集
紙類	飲料用紙製容器 段ボール	飲料用紙パック 段ボール	る集団回収	団回収分)
プラス	ペットボトル	ペットボトル	委託業者によ	市(保管) 委託業者(圧
チック	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	る定期回収	縮、梱包)

# 11 分別の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

容器包装ごとの分別収集の用に供する施設の種類は、次のとおりとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器	<b></b>	プラスチッ	パッカー車	リサイクルプラ ザ (選別、圧縮)	
アルミ製容器	山翔	クコンテナ	ハッカー車	ストックヤード (保管)	
無色のガラス製容器					
茶色のガラス製容器	びん類	プラスチッ クコンテナ	平ボディ車		
その他のガラス製容器				ストックヤード (保管)	
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	縛る	平ボディ車		
段ボール	段ボール	縛る	十かノイ里		
ペットボトル	ペットボトル	ネット	平ボディ車 パッカー車	ストックヤード (保管) 民間委託 (圧縮、 梱包)	
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製容 器包装	ネット	平ボディ車	ストックヤード (保管) 民間委託 (圧縮、 梱包)	

# 12 その他容器包装廃棄物の分別収集に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・自治会及び公衆衛生組合連合会と連携を図り、ごみの排出抑制や分別排出等を推進する。
- ・自治会等による集団回収を促進するため、奨励金を交付する。